

与那原町景観条例施行規則をここに公布する。

平 2 9 年 6 月 1 3 日

与那原町長 古堅 國雄

与那原町規則第 15 号

### 与那原町景観条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、景観法（平成 16 年法律第 110 号。）及び与那原町景観条例（平成 29 年与那原町条例第 15 号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(工作物)

第 2 条 条例第 2 条第 2 号に規定する工作物は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 擁壁、垣（生け垣を除く）、さく、門、塀その他これらに類するもの
- (2) 煙突、排気塔その他これらに類するもの
- (3) 記念塔、電波塔、物見塔その他これらに類するもの
- (4) 高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの
- (5) コンクリート柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの
- (6) 大型遊具施設その他これらに類するもの
- (7) アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラント、その他これらに類するもの(建築物に該当するものを除く。)
- (8) 屋外における物品の集積又は貯蔵の用に供する施設その他これらに類するもの
- (9) 立体駐車場
- (10) ゴミ焼却等処理施設その他これらに類するもの
- (11) ゴルフ練習場その他これに類するもの
- (12) 記念碑、沿道モニュメント（宗教施設も含む）その他これらに類するもの
- (13) その他町長が指定し、告示したもの

(景観審議会の組織)

第 3 条 条例第 7 条第 1 項に規定する与那原町景観審議会（以下「景観審議会」という。）の組織について規定する。

- 2 景観審議会は、委員 8 人以内をもって組織する。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから町長が任命又は委嘱する。
  - (1) 学識経験者
  - (2) 民間団体の代表者

- (3) 公共的団体の役職員
- (4) 町民団体の代表者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、町長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前項の規定による身分又は資格に基づいて委員に任命又は委嘱された者がその身分又は資格を失ったときは、委員を辞したものとする。

(会長)

第5条 景観審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、景観審議会を代表し会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(景観審議会の会議)

第6条 景観審議会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(景観審議会の庶務)

第7条 景観審議会の庶務は、まちづくり課において所掌する。

(事前協議)

第8条 条例第12条第1項に規定する事前協議は、景観計画区域内の届出に係る事前協議書(様式第1号)により行うものとする。

(景観計画区域内における行為の届出)

第9条 条例第12条第1項に規定する景観計画区域内における行為の届出は、景観計画区域内建築行為等届出書(様式第2号)により行うものとする。また、届出内容を変更するときも同様とする。

- 2 前項の届出書には、別表第1に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ同表に定める図書を添付しなければならない。ただし、町長が特に必要がないと認めるものについては、この限りでない。
- 3 町長は、必要と認めるときは、前項の規定により添付すべき図書のほか、完成

予想図その他の図書の添付を求めることができる。

- 4 町長は、届出書を受理した日から 21 日以内に、届出に係る計画が与那原町景観計画に適合するかどうかを審査し、審査の結果に基づいて景観計画に適合することを確認したときは、当該届出者に景観計画区域内建築行為等確認書（様式第 3 号）を交付しなければならない。

（通常の管理行為等）

第 10 条 条例第 12 条第 2 項第 1 号に規定する規則で定める通常の管理行為は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 仮設又は地下に設ける建築物の新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替え又は外観の色彩の変更
- (2) 仮設又は地下に設ける工作物の築造、規模の変更若しくは外観の変更
- (3) 宅地の造成その他の土地の形質の変更で、高さが 2.0 メートルを超えるのりを生ずる切土又は盛土を伴わないもの
- (4) 木竹の伐採又は植栽で次に掲げるもの
  - ア 間伐、枝打ち、整枝等木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採
  - イ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
  - ウ 木竹の仮植又は仮植した木竹の移設又は伐採
  - エ 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採
- (5) 法令又はこれに基づく処分による義務の行為の履行として行う行為
- (6) その他町長が認める行為

（景観計画区域内における行為の通知）

第 11 条 条例第 12 条第 2 項第 3 号及び第 4 号に規定する景観計画区域内における行為の通知は、景観計画区域内建築行為等通知書（様式第 4 号）により行うものとする。通知した内容を変更するときも同様とする。

- 2 第 9 条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の規定による通知について準用する。

（行為の完了の届出）

第 12 条 条例第 12 条で届出を行った行為の完了の届出は、届出行為完了届（様式第 5 号）により行うものとする。

（勧告及び命令）

第 13 条 条例第 14 条に規定する勧告は、勧告書（様式第 6 号）により行うものとする。

- 2 条例第 15 条第 1 項に規定する命令は、命令書（様式第 7 号）により行うものとする。

(景観重要建造物等の指定に係る所有者等の同意)

第 14 条 条例第 16 条第 2 項に規定する景観重要建造物等の指定に係る所有者等の同意は、景観重要建造物等指定同意書（様式第 8 号）により行うものとする。

(景観重要建造物等の指定の通知)

第 15 条 条例第 16 条第 3 項に規定する景観重要建造物等の指定の通知は、景観重要建造物等指定通知書（様式第 9 号）により行うものとする。

(景観重要建造物等の指定の解除)

第 16 条 条例第 16 条第 4 項に規定する景観重要建造物等の指定の解除は、景観重要建造物等指定解除通知書（様式第 10 号）により行うものとする。

(現状変更行為の申請)

第 17 条 条例第 17 条に規定する景観重要建造物等の現状変更行為の申請は、景観重要建造物等現状変更行為申請書（様式第 11 号）により行うものとする。

2 前項の申請書には、別表第 2 に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ同表に定める図書を添付しなければならない。ただし、町長が特に必要がないと認めるものについては、この限りでない。

3 町長は、必要と認めるときは、前項の規定により添付すべき図書のほか、完成予想図その他の図書の添付を求めることができる。

(所有権等の変更の申請)

第 18 条 条例第 17 条に規定する景観重要建造物等の所有権その他の権利の移転の申請は、景観重要建造物等所有権等変更申請書（様式第 12 号）により行うものとする。

(景観協定の認可の申請)

第 19 条 条例第 18 条第 3 項に規定する景観協定に係る認可の申請は、景観協定認可申請書(様式第 13 号)により行うものとする。

2 前項の申請書には、景観協定の写し、景観協定の区域を表示する図面、その他の必要書類を添付しなければならない。

(景観協定の認可)

第 20 条 町長は、条例第 19 条の規定により景観協定の認可をしたときは、景観協定認可通知書(様式第 14 号)により、当該申請者に通知するものとする。

(景観協定の変更等の申請)

第 21 条 条例第 20 条に規定する景観協定の変更等の申請は、景観協定変更・廃止申請書(様式第 15 号)により行うものとする。

(景観協定の認可の取消し)

第 22 条 町長は、条例第 21 条の規定により景観協定の認可を取り消したときは、速やかに景観協定認可取消通知書(様式第 16 号)により当該協定を締結した所有者等の代表者に通知するものとする。

(景観形成活動団体の認定等)

第 23 条 条例第 22 条第 1 項の規定による景観形成活動団体の認定を受けようとする団体の代表者は、景観形成活動団体認定申請書(様式第 17 号)に、次に掲げる図書を添付して町長に申請しなければならない。

(1) 規約

(2) 活動区域を示す書類又は図面

(3) 構成員の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)を記載した書類

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 景観形成活動団体の代表者は、当該景観形成活動団体の規約又は構成員等の変更があったときは、景観形成活動団体変更申請書(様式第 18 号)に変更図書を添付して町長に申請しなければならない。

(景観形成活動団体の認定の基準)

第 24 条 条例第 22 条第 1 項の規定による景観形成活動団体の認定は、次に掲げる要件を満たす団体について行うものとする。

(1) 団体の活動が、良好な景観形成に資するものであること。

(2) 団体の活動が、活動区域内の住民その他利害関係者の財産権を不当に制限するものでないこと。

(3) その活動についての団体規約が具備され、次に掲げる事項が定められていること。

ア 名称

イ 事務所の所在地

ウ 目的

エ 活動内容

オ 構成員の資格に関する事項

カ 会計に関する事項

(景観形成活動団体の認定の決定等)

第 25 条 町長は、条例第 22 条第 2 項の規定による景観形成活動団体の認定の申請があったときは、速やかにその適否を決定し、景観形成活動団体認定通知書（様式第 19 号）又は景観形成活動団体不認定通知書（様式第 20 号）により申請者に通知するものとする。

(景観形成活動団体の認定の取消し)

第 26 条 町長は、条例第 23 条の規定により景観形成活動団体の認定を取り消したときは、景観形成活動団体認定取消通知書（様式第 21 号）により景観形成活動団体の代表者に通知するものとする。

(意見の聴取)

第 27 条 町長は、条例の適切な運用を図るため、必要があると認めるときは、与那原町景観審議会のほか、学識経験者又は専門家の意見を聴くことができる。

(委任)

第 28 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 29 年 9 月 1 日から施行する。

別表第1(第9条関係)

景観計画区域内建築行為等届出書に添付する図書

行為	図書	
	種類	備考
建築物の新築、増築、改築、移転、除却、大規模な修繕若しくは模様替え	付近見取図	都市計画図(1/2500)を原則とする。
	配置図	敷地境界、建築物の位置を明記のこと。
	平面図	
	立面図	外部及び建築設備、工作物、広告物等の仕上げ及び色彩を明記のこと。
	外構平面図	植栽は樹木名を明記のこと。
	現況写真	行為地及び周辺の状況を示すカラー写真
建築物の外観の色彩の変更	付近見取図	都市計画図(1/2500)を原則とする。
	配置図	
	立面図	外部仕上げ、色彩を明記のこと。
	現況写真	行為地及び周辺の状況を示すカラー写真
工作物又は広告物の設置若しくは外観の変更	付近見取図	都市計画図(1/2500)を原則とする。
	配置図	
	立面図	外部仕上げ、色彩を明記のこと。
	現況写真	行為地及び周辺の状況を示すカラー写真
宅地の造成その他の土地の形質の変更	付近見取図	都市計画図(1/2500)を原則とする。
	平面図	変更前後の地形の形状を明記のこと。
	断面図	変更前後の地形の形状を明記のこと。
	現況写真	行為地及び周辺の状況を示すカラー写真
木竹の伐採又は植栽	付近見取図	都市計画図(1/2500)を原則とする。
	平面図	木竹の位置及び樹木名を明記のこと。
	現況写真	行為地及び周辺の状況を示すカラー写真

別表第2(第17条関係)

景観重要建造物等現状変更行為届出書に添付する図書

行為	図書	
	種類	備考
景観重要建造物等の増築、改築、移転、除却、修繕若しくは	付近見取図	都市計画図(1/2500)を原則とする。
	配置図	敷地境界、建築物の位置を明記のこと。
	平面図	

模様替え	立面図	外部及び建築設備、工作物、広告物等の仕上げ及び色彩を明記のこと。
	外構平面図	植栽は樹木名を明記のこと。
	完成予想図	着色すること。
	現況写真	行為地及び周辺の状況を示すカラー写真
景観重要建造物等の外観の色彩の変更	付近見取図	都市計画図(1/2500)を原則とする。
	配置図	
	立面図	外部仕上げ、色彩を明記のこと。
	現況写真	行為地及び周辺の状況を示すカラー写真

別表第3(第21条関係)

景観形成に大きな影響を及ぼすおそれのあるもの等新築等届出書に添付する図書

行為	図書	
	種類	備考
建築物の新築、改築	付近見取図	都市計画図(1/2500)を原則とする。
	配置図	敷地境界、建築物の位置を明記のこと。
	平面図	
	立面図	外部及び建築設備、工作物、広告物等の仕上げ及び色彩を明記のこと。
	外構平面図	植栽は樹木名を明記のこと。
	完成予想図	着色すること。
	現況写真	行為地及び周辺の状況を示すカラー写真
建築物の外観の色彩の変更	付近見取図	都市計画図(1/2500)を原則とする。
	配置図	
	立面図	外部仕上げ、色彩を明記のこと。
	完成予想図	着色すること。
	現況写真	行為地及び周辺の状況を示すカラー写真
工作物の設置若しくは外観の変更	付近見取図	都市計画図(1/2500)を原則とする。
	配置図	
	立面図	外部仕上げ、色彩を明記のこと。
	現況写真	行為地及び周辺の状況を示すカラー写真